

津市久居公民館拡声設備改修工事

設計図

電気設備図			
E - 1	電気設備 特記仕様書1	E - 11	コンセント設備・拡声設備 3階平面図(改修前)
E - 2	電気設備 特記仕様書2	E - 12	1階天井伏図・仕上表
E - 3	電気設備 特記仕様書3	E - 13	2階天井伏図
E - 4	付近見取図・配置図	E - 14	3階天井伏図
E - 5	拡声設備 系統図、アンプ容量計算書		
E - 6	拡声設備 1階平面図(改修後)・機器姿図		
E - 7	拡声設備 2階平面図(改修後)		
E - 8	拡声設備 3階平面図(改修後)		
E - 9	拡声設備 1階平面図(改修前)		
E - 10	拡声設備 2階平面図(改修前)		

電気設備工事特記仕様書	
I. 工事概要	
1. 工事名称	津市久居公民館拡声設備改修工事
2. 工事場所	津市 久居元町 地内
3. 建物概要	RC造 3階建 延べ面積1,250m ² 用途区分(1)項目
用途区分は消防法施行令別表第一による表記	
4. 工事種目	
下記において●印を付した工事を対象とする。 ・電力設備 ・受変電設備 ●通信・情報設備 ・中央監視制御設備 ・構内配電線路 ・電力貯蔵設備 ・医療関係設備 ・発電設備 ・その他の	
II. 共通仕様	
図面及び特記仕様書に記載されていない事項については下記による。	
・国土交通省大臣官房官庁常総部監修 「公共建築工事標準仕様書」(建築工事編・電気(機械)設備工事編 各令和4年版) 「公共建築改修工事標準仕様書」(建築工事編・電気(機械)設備工事編 各令和4年版) 「公共建築設備工事標準図」(電気設備工事編・機械設備工事編 各令和4年版)	
・電気設備に関する技術基準を定める省令(電気設備技術基準)	
・電気工事業の業務の適正化に関する法律	
・電気工士法	
・労働安全衛生法	
・消防関連法規(条例・所轄署指導要領を含む。)	
・電力会社供給約款	
・その他関連法令、関連諸基準	
III. 一般共通事項	
下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。	
1. 一般事項	
(1)工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。 (2)設計図書に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書とのおりに施工することで将来不具合が発生しうる予想される場合については、その都度、監督員と協議すること。 なお、設計図書のとおりの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は、協議のうえ改善策を講じること。 (3)他工事との取合いについては必ず当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は、監督員の指示により直し施工を行うこと。	
2. 足場	
設置する足場について、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省平成21年4月)」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」の2の(2)手すり据置き型式又は(3)手すり先行工法により行うこと。 内部足場の種別(参考) : 脚立・棚足場・その他() 外部足場の種別(参考) : 手摺先行据置枠組足場・移動足場・高所作業車・その他() 外部足場設置範囲(参考) : 外部改修部・設備改修部・昇降用・転落防止用防護シート等による養生・適用する・適用しない 足場の組立て後、足場に関し十分な知識と経験を有する者により点検を行い記録を保存すること。 つり足場、張出し足場又は高さが1.0m以上の足場で、組立てから解体までの期間が60日以上ものについては、組立て後市監督員立ち合いの下、当該足場の組立てを担当した者以外の足場に関し十分な知識と経験を有する者により点検を行うこと。 なお、「十分な知識と経験を有する者」とは、以下の者とす。	
1) 足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者 2) 労働安全衛生法第81条に規定する労働安全コンサルタント(区分が土木又は建築である者や厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者等第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者 3) 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のため行う教育、研修又は講習を修了するなど、足場の安全点検について、上記1)又は2)に掲げる者と同等の知識、経験を有する者	
3. 三重県産業廃棄物税	
本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には、次年度の4月1日から8月31日までの間に、別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して、当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表(マニフェストの数量の集計)を超えて請求することはできない。	
4. 電気工作物の種類	
・一般電気工作物 ●自家用電気工作物	
5. 電気工事	
電気工事法の区分により施工するものとし、契約電力が500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事により施工するものとする。	
6. 電気工事業の業務の適正化に関する法律	
電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。	

7. 電気保安技術者	電気工作物に係る工事は電気保安技術者を配置し、工事期間中の電気工作物の保安業務を行う。 また、電気主任技術者が選任されている施設においては、電気主任技術者に工事内容の説明を行い、工事の調整にあたる指導を受けるものとする。 なお、電気主任技術者の立会費用は、下記のとおりとする。 ・受注者負担 ・不要 ・その他()
8. 品質管理	工事施工に関して、着手前・施工途中・施工後の自主検査を実施すること。 チェックリスト等を作成し、管理を行うこと。
9. 出来形管理	以下の項目について、出来形管理の対象として管理を行うこと。 ①各種盤据付 耐震強度(設計標準震度、アンカーの種類・サイズ確認・埋込み深さ) 基礎寸法 水平垂直 ②配管・配線工事 支持間隔 ③スイッチ類の取付高さ
10. 測定機器の校正等	試験に使用する計測器類は2年以内の校正証明書(写)又は有効期限内の精度保証書(写)等を提出する。 また、照度計、騒音計、振動レベル計等の特定計量器を用いて計測する場合は、計量法に基づく検定に合格し、かつ検定有効期限内のものを使用する。
11. 施工計画等	受注者は施工に先立ち、次の書類を提出し監督員と打合せを行う。 なお、書類の作成においては、関連する関係者と十分に調整すること。 ①総合施工計画書 包含工事の場合は、電気設備工事施工計画書とする。 ②工種別施工計画書(施工要領書) 各種工種ごとに作成し、停電及び搬入計画書も作成する。 ③施工工図(プロトタイプ図、平面図、展開図、各種詳細図) 主要機器、重量機器、3kg超過ぎ器具類等については、固定方法、吊り方法等の詳細図を作成し、十分な耐震性能を確保する施工方法を提案すること。 ④耐震計算書 ⑤密度分布図
12. 機材等	工事に使用する材料及び機器等については、次の書類を提出する。 ①使用機材届出書 ②機器明細図 使用機材届出書に記載のもの他、監督員の指示による。 ③各種計算書 設計図書による他、監督員の指示による。
13. 完成図書	作成する(●完成図・保全に関する資料・()) 完成図作成範囲(設計図を訂正) 完成図はCADにより作成することとし、著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)にかかる使用権は発注者に移譲する。また、製本2部(原図サイズ)により提出すること。
14. 工事写真	営繕工事写真撮影要領(国土交通省大臣官房官庁常総部監修(最新版))に従い、撮影すること。 なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について(令和5年3月1日付け国基認技第14号)」による。
15. 施工条件	監督員及び関係部局と協議調整し決定すること。 (1)施工可能日 ・指定なし ・一部指定あり(振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等) ●指定あり
16. 事故の発生時	工事施工中に事故が発生した場合には直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。 なお、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取調査、検証等に協力すること。
17. 建築副産物情報交換システムの利用	受注者は工事着手前に「再生資源利用計画書」(建設資材の搬入がある場合)及び「再生資源利用促進計画書」(建設副産物の搬出がある場合)を作成し、施工計画書に含めて監督員へ提出するとともに法令等に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 また、工事完了後には「再生資源利用実施書」(建設資材の搬入があった場合)及び「再生資源利用促進実施書」(建設副産物の搬出があった場合)をすみやかに作成し、監督員へ提出すること。 なお、各計画書及び実施書の作成等は、JACIGが運営する「建設副産物情報交換システム」に登録のうえ、行うこと。
18. 発生材の処理等	・本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事である。 分別解体等及び特定建設資材の再資源等の実施について適正な措置を講ずることとする。工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。
分離解体等の方法	工種・新築・増築・修繕・模様替・解体・その他() 分離解体の方法・手作業・手作業・機械作業併用
(1)引き渡しを要するものは下記のとおりとし、それ以外は別途監督員の指示による。()	
(2)特別管理産業廃棄物	・変圧器・コンデンサ・その他() 現場内の監督員の指定する場所へ保管するものとする。 なお、施工に際してPCB等特別管理産業廃棄物及び疑わしき機器等を発見した場合は、監督員に報告し対応を協議するものとする。
(3)現場内において再利用を図るもの	発生土・その他()
(4)再資源化を図るもの	・コンクリート塊・アスファルトコンクリート塊・建設発生木材・()
(5)水銀使用製品産業廃棄物	として取り扱うもの 蛍光ランプ・HIDランプ(高輝度放電ランプ)・その他() 「水銀廃棄物ガイドライン 第3版」(令和3年3月 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課)に基づき適切に処理すること。
(6)引き渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適正に処理し、監督員に報告すること。 (マニフェストA、B、C、D票を提示すること。)	
19. 官公署への手続き	工事の着手、着工、完成にあたり、関係官公署への必要な届出、手続き等を遅滞なく行う。 なお、当該手続きに係る費用は受注者の負担とする。 ●消防設備関係 ・電気工作物関係 ・受電関係 ・通信関係 ・建設工事関係 ・その他()
20. 消防法関係の手続き	(1)消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成 ・本工事(建築工事・電気設備工事・機械設備工事)・別途工事 (2)防火対象物使用開始届出書 書類の作成(電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入)を行うこと。
21. 工事用仮設物	構内への設置 ●できる(施設管理者と協議)・できない
22. 工事用電力	構内既存の施設 ●利用できる(・有償 ●無償)・利用できない 本工事で新規受電した時からの電力料金は本工事に含まれる。また、本受電後、引渡しまでの電気主任技術者の選任及びこれに伴う費用負担も本工事に含まれる。
23. 工事用水	構内既存の施設 ●利用できる(・有償 ●無償)・利用できない
24. 工事中等の保安監理	電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手から引渡しまでの電気保安管理等にかかる費用は本工事に含まれる。
25. 搬入計画	大型機器、重量物等の搬入前に、搬入経路の有効寸法(扉、天井高さ、搬入経路上の曲がり等)、障害物(足場等)、養生方法、運送車両、揚重機械、搬入機械の種類、台数及び数量、雨天の場合の処置、受入検査の方法等を記載し監督員に提出する。
26. 製品確認	発注者及び受注者の協議により仕様を決定し、製作するような規格品でない製品並びに監督員が指定する製品については、試験及び検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員が製品の確認をするものとする。
27. 機材等の検査及び試験	検査及び試験を行うべき機材等は、設計図書によるほか、監督員の指示による。 指定日(・施設休業日 ●打ち合わせ・その他())
28. 完成確認及び完成検査時等の電源確保	機器の動作確認、電圧、極性、相回転等確認できるように電源を確保すること。
29. 完成時の操作説明	総合盤等操作の必要な機器については、使用開始前に操作説明を行うものとする。また、必要に応じて操作説明書、操作注意事項書を作成し、機側に備えるものとする。
30. 不正軽油の使用の禁止	(1)工事現場で使用し、又は使用させる車両(資機材の搬出入車両を含む)並びに建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第14条の32(製造等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう。)を使用してはならない。 (2)受注者は、県が使用燃料の採油調査を行なう場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。 (3)受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。
31. 事故の発生時	工事施工中に事故が発生した場合には直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。 なお、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取調査、検証等に協力すること。
32. 建築副産物情報交換システムの利用	受注者は工事着手前に「再生資源利用計画書」(建設資材の搬入がある場合)及び「再生資源利用促進計画書」(建設副産物の搬出がある場合)を作成し、施工計画書に含めて監督員へ提出するとともに法令等に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 また、工事完了後には「再生資源利用実施書」(建設資材の搬入があった場合)及び「再生資源利用促進実施書」(建設副産物の搬出があった場合)をすみやかに作成し、監督員へ提出すること。 なお、各計画書及び実施書の作成等は、JACIGが運営する「建設副産物情報交換システム」に登録のうえ、行うこと。
33. 発生材の処理等	・本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事である。 分別解体等及び特定建設資材の再資源等の実施について適正な措置を講ずることとする。工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。

IV. 施工仕様	下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。
1. 既設設備等の調査	既設設備等の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響をきたさないよう、現地工事着工前に十分な調査を行うこと。 (1)地中埋設管路 1)項目・埋設配管・構造物・その他() (2)調査範囲・埋設ルート・その他() (2)貫通及びはつり 1)項目●鉄筋●配管・その他() 2)調査範囲●施工部分・その他() (3)既設との取合い 1)項目●接続箇所●増設箇所・その他() 2)調査範囲●施工部分・その他()
2. 施工前の測定等	改修工事にあたっては、工事範囲の既設機器の動作確認及び絶縁測定等を着工前に行い、監督員に報告すること。
3. 耐震基準	耐震措置の計算及び施工方法は、次の基準を適用する。 (1)官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 平成25年版(国土交通省大臣官房官庁常総部) (2)建築設備耐震設計・施工指針 2014年版
4. 耐震施工	(1)想定される地震に施工する設備を対応させる。 (2)耐震計算書を監督員に提出する。
5. はつり	(1)穴開け及び補修 ・なし ●あり(貫通場所及び口径は別図による) (2)溝はつり及び補修 ●なし ・あり(はつり深さは別図による)
6. あと施工アンカー	性能確認試験及び施工確認試験 ・行う ・行わない
7. 基礎の配線ビット	基礎に配線ビットを設ける場合、ビットの寸法は敷設するケーブルの曲げ半径、条数、将来増設時の作業性、事故時の対応、排水等に配慮する。
8. 配管・配線の耐震処置	建物引込部の配管の耐震処置 建物のエキスパンションジョイント部の配線の耐震処置 ・行う ・行わない
9. 最上階の埋込配管	最上階のコンクリート屋根スラブへの埋込配管は、原則として行わない。
10. 露出配管	(1)雨線外など水気のある場所に施設する場合は、U字配管を行わない。 (2)附属品等、ねじ込み形を使用する。 (3)壁面配管で人が容易に触れるおそれのある部分(2m以下)の配管には、突起のない支持金具又は保護カバーを使用する。 (4)通路部分では床配管を避け、天井配管の場合は原則2.1m以上とする。 (5)監督員の指示がある場合は、上記に係わらずその指示に従う。
11. 合成樹脂管	(1)合成樹脂管の管端には、ブッシングを取り付ける。 (2)原則として屋外の露出には使用しない。(P/F管)
12. 予備配管等	埋込型分電盤からの立上り予備配管は、予備回路が4回路以下は(P/F2.2)を1本、5回路以上は(P/F2.2)を2本施工する。スラブ天井の場合は、天井又は梁下2.00mmまで立上げ、位置ボックスを取り付ける。また、二重天井の場合は、天井まで立上げ、位置ボックスを取付ける。
13. 金属製電線管等の塗装	(1)露出配管、露出ボックス、鋼製ブルボックス等のうち下記の部分には、塗装を施す。 1)屋外、屋内(電気室、機械室、EPS、居室、廊下)、その他建築意匠上必要な箇所。 2)図面に特記なき場合は、溶融亜鉛メッキ鋼製のボルト及びアームは塗装しなくてもよい。ただし、図面に指示がある場合はその指示による。 3)湿気、水気のある場所及び下地処理のうえ、監督員が指示した箇所は除く。) 4)仮縫貫通部の金属配管には錆止め塗装を施すこと。 (2)塗装はエッティングプライマー1種の下地処理のうえ、監督員が指定する色にて調合ペイント2回回りとする。ただし、指定場所及びその他建築意匠上、必要な箇所の露出ブルボックスは指定色焼付塗装とする。
14. 導入線	通線を行わない配管及び配線引抜き後に空となった配管には、導入線(Φ1.2mm以上の樹脂被覆鉄線等)を挿入する。ただし、長さ1m以下の部分は省略することができる。
15. 予備スリーブ	梁下に配管・配線スペースがない梁には、1スパンに2本程度を予備スリーブとして埋込む。 なお、防火区画貫通スリーブは、防火区画処理を行うこと。
16. ボックス類	位置ボックス及びジョイントボックス類は、特記なき場合、原則として金属製とする。

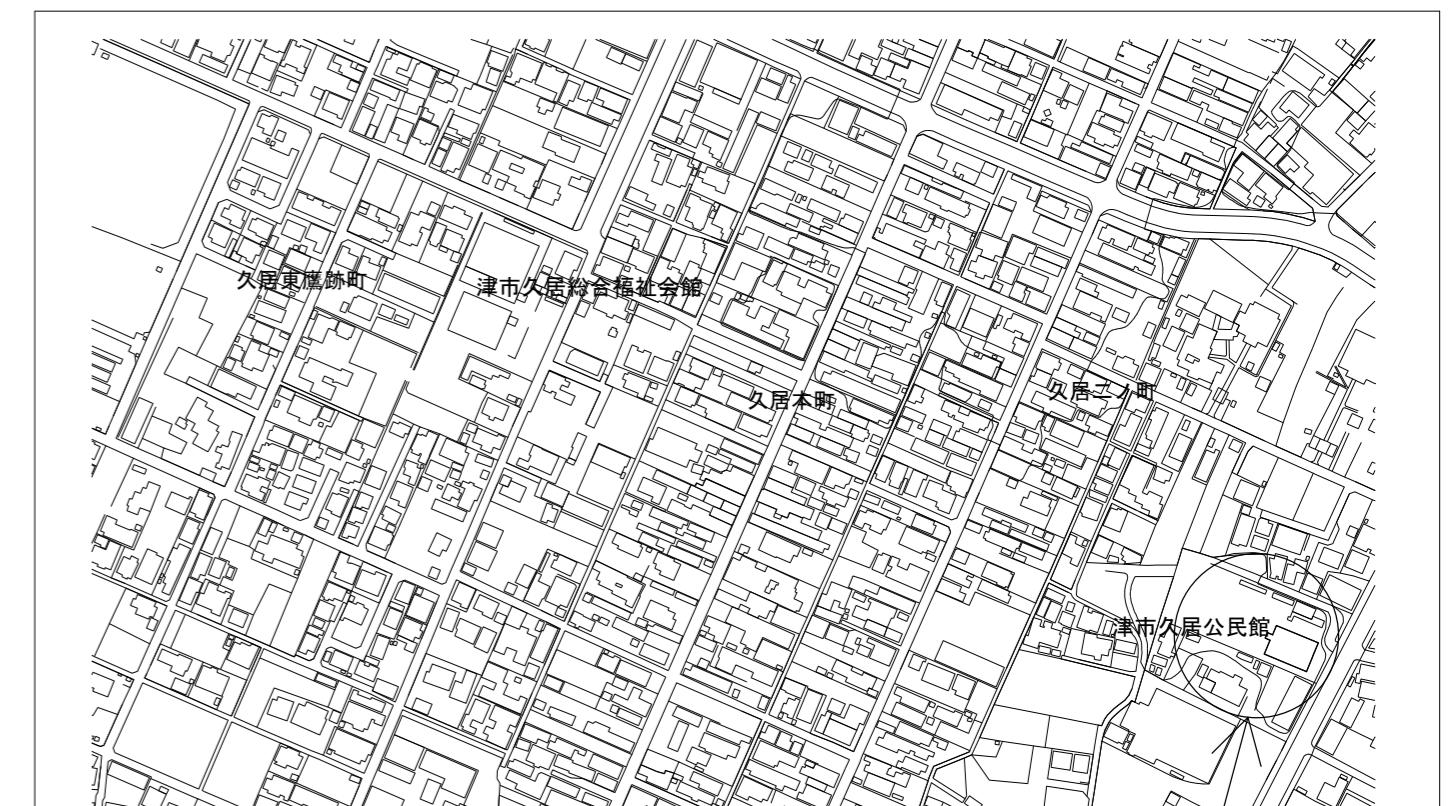
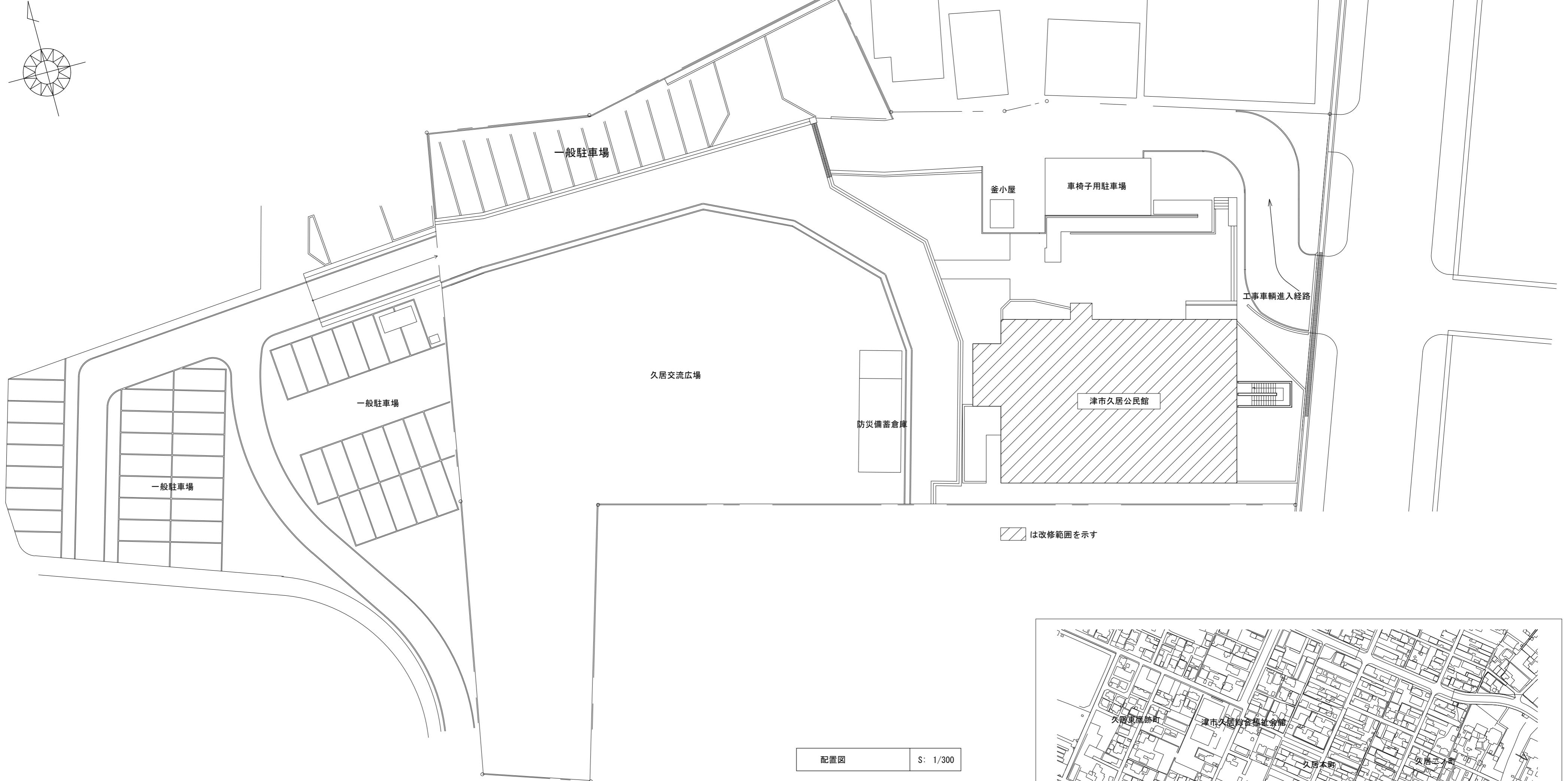
19. ポルト・ナット類 屋外に使用する支持金物及びポルト、ナット類で特記のないもの ●ステンレス ・溶融亜鉛メッキ仕上げ 20. ケーブル及び配線 (1)表示 下記の箇所で、ケーブル等に行き先等表示札（ケーブル種別及びサイズ、行き先、施工年、用途、施工者名等を表示。）を取り付ける。 ① ケーブルがスラブを貫通する部分 ② ケーブル分岐部分 ③ 变電所内のケーブル引出し部分 ④ 盤内及び接地端子箱の外部配線引込み部分 ⑤ 屋内の直線部分は、30mごと ⑥ ブルボックス内 ⑦ 屋外の共同溝等の直線部分は、50mごと ⑧ 屋外の中管路より建物内への引込み部分 ⑨ マンホール及びハンドホールごと (2)ケーブル余長 1) 地中線式の場合、マンホール、ハンドホール内でケーブル余長を見込む箇所数 ・2箇所 ・4箇所 ・()箇所 2) 架空線式の場合、電柱上でケーブル余長を見込む箇所数 ・2箇所 ・4箇所 ・()箇所 21. 配線器具の設置 (1)特殊コンセントはプラグ付とする。 (2)電源の種類により色を区別する。 (3)配線器具を取り付けする場合は、絶縁枠を使用する。 (4)ブレートは、図面に特記なき場合、新金属製とする。 (5)カバーブレートは、原則として新金属製とする。 なお、器具を実装しない位置ボックスには用途表示をすること。 (6)フロアブレートは、水平高低調整型（空軒防止リング付）とする。 22. 照明器具の設置 (1)照明器具取付完了後、照度測定を行う。照度計は一般形AA級とする。 (2)天井下地材により支撑する場合は、ワイヤ等により脱落防止の措置を行う。 (3)パイプ吊りの照明器具は振れ止めを施工する。 23. 照明改修の際の測定 対象室の改修前後の照度及び回路電流値の測定を次のとおり行うこと。 測定箇所 ()測定回数 前後各()回 24. 分電盤、制御盤、キュービクル等 図面ホルダー内には、完成図及び回路の行き先がわかる図面を備える。また、既設分電盤・制御盤等を改造した場合は、図面を修正するものとする。 25. 受変電設備 発電設備の設置場所 (1)保守点検、防火上有効な空間、維持管理の空間を考慮する。 (2)屋内に設置する場合は、床の強度計算書、換気計算書等を監督員に提出する。 (3)基礎の高さは周囲の状況を考慮する。 (4)電気室には水管、蒸気管、ガス管、ダクト等を通しては通さない。 26. 発電設備の燃料配管 (1)フレキシブルジョイント取付位置は、施工前に所轄の消防署と十分に打合せを行う。 (2)配管の接続は、機器の取外し又は保守点検を考慮し施工する。 27. 非常放送設備のスピーカ設置 (1)放送区域の各部からスピーカまでの水平距離は10m以内とする。 (2)階段等にスピーカを設置する場合は、垂直距離15m以内とする。 28. 土工事 (1)埋戻しの材料及び工法 ・B種 (材料: 根切り土中の良質土 / 工法: 機器による締固め) ・その他 () ただし、配管周りの埋戻し材料は山砂とする。 (2)特記なき地中埋設配管の深さは、GL-600mm以上とする。 (3)根切りの種類は、マンホール、ハンドホール、屋外受変電設備及び自家発電装置の基礎等は総掘り、埋設管路等は布掘り、外灯基礎、電柱等はつば掘りとする。 (4)機械掘削は根切り底を乱さないようにする。 29. ハンドホール、マンホール 高さ900mmを超えるものにあっては、タラップ付とする。 なお、タラップの取付は450mm間隔以内とする。 30. 地中配線路の表示杭 下記の箇所に、地中配線路の表示杭を設置する。 ① 建物への引込口及び送出口付近 ② マンホール・ハンドホール付近 ③ 地中線路の曲折箇所 ④ 道路横断箇所 ⑤ 直線部分では30m程度に1個 (30mに満たない部分はその間に1個)	V. 機器仕様 下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。 なお、詳細については図面による。 【電力設備】 1. 電灯設備 (1)既設等との取り合い ・無し ・盤改造 ●配線接続 ・電源供給 ・その他 () (2)機器類 ・一般照明器具 ・照明制御装置 ・外灯（単独設置） ●コンセント等 ・分電盤、制御盤等 ・その他 () (3)一般照明器具 1) 形式 ・公共型 ・一般型 2) 灯具 ・LED灯 ・その他 () 3) 用途 ・屋内用 ・屋外用 ・防災用 4) 環境 ・普通地域 ・塩害地域 5) 照明器具は、認証書又は認定書、試験成績書を提出すること。 1) センサ類 ・明るさセンサ ・人感センサ ・タイマ ・調光スイッチ ・その他 () 2) 調光方式 ・連続調光 ・段階調光 ・ON/OFF制御 ・その他 () (4) 照明制御器 3) 制御方式 ・有線 ・無線通信 1) 照明用ポール ① 材質 ・アルミニウム製 ・鋼製 ・溶融亜鉛メッキ ・その他 () ② 配線用遮断器又はカットアウトスイッチ内蔵型とする。 2) 基礎 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他 () 3) 灯具 ・LED灯 ・その他 () 4) 電源 ・商用電源(60Hz) (-200V -100V) ・その他 () 5) 制御 ・EESイッチ ・タイマ ・その他 () 6) 接地 ・単独接地 (・本工事 ・別途工事 ・既設利用) ・共用 ・その他 () (5) 外灯 (単独設置) 1) 照明用ポール ① 材質 ・アルミニウム製 ・鋼製 ・溶融亜鉛メッキ ・その他 () ② 配線用遮断器又はカットアウトスイッチ内蔵型とする。 2) 基礎 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他 () 3) 灯具 ・LED灯 ・その他 () 4) 電源 ・商用電源(60Hz) (-200V -100V) ・その他 () 5) 制御 ・EESイッチ ・タイマ ・その他 () 6) 接地 ・単独接地 (・本工事 ・別途工事 ・既設利用) ・共用 ・その他 () (6) コンセント等 1) 分電盤、制御盤等 ・無し ・盤改造 ・配線接続 ・その他 () 2) 遠相コンデンサ 1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A4サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。）とする。 3) 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検しやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。 3. 動力設備 (1)既設との取り合い ・無し ・盤改造 ・配線接続 ・その他 () (2)機器類 ・分電盤、制御盤等 ・給水 ・排水 ・消火 ・空調 ・換気 ・排煙 ・昇降機 ・その他 () (3)負荷設備 ・給水 ・排水 ・消火 ・空調 ・換気 ・排煙 ・昇降機 ・その他 () (4)負荷設備への接続 ・接続 () (5)電動機等の接地 ・専用接地 ・金属管接地 (7.5kW以下) 1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）に定める事項に加えて、施工制御盤等3年、受注者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A4サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。）とする。 3) 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検しやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。 2. 雷保護設備 (1)避雷針 1) 受雷部 ・突針 ・棟上導体 ・笠木等の別途施工物 2) 避雷導線 ・引下線導線 ・建築構造体利用 3) 接地極 ・接地極埋設 ・建築構造体利用 4) 接地抵抗の測定 ① 測定方法 ・電位差計方式 ・電圧降下法 ② 測定回数 ・3回 ・()回 5) 接地極埋設標を設置する。 (2)雷サージ保護 1) 耐雷トランジスト ・設置 (・単相用 ・動力用) ・設置しない 2) SPD ・低圧用 (・クラスI ・クラスII) ・通信用 (・カテゴリC2 ・カテゴリD1) 3) SPDの性能仕様は別図による 1) 低圧用SPDに使用する配線用遮断器は警報接点付とする。 2) 主幹機器の2次側に設ける場合の配線用遮断器は、定格遮断容量5kA以上とする。 電話回線、制御回線などの通信回線に侵入するおそれがある場所は、雷サージから機器を保護するため通信用SPDを設置する。 (3)電源回路保護 1) 低圧用SPDに使用する配線用遮断器は警報接点付とする。 2) 主幹機器の2次側に設ける場合の配線用遮断器は、定格遮断容量5kA以上とする。 (4)通信回線保護 1) 測定方法 ・電位差計方式 ・電圧降下法 2) 測定回数 ・3回 ・()回 3) 接地極埋設標 接地には接地極埋設標を施工し、接地極の位置がわかるようにする。 4. 接地設備 (1)接地工事 1) 種別 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 2) 施工 ・各種単独 ・共用有り () (2)接地抵抗測定 1) 測定方法 ・電位差計方式 ・電圧降下法 2) 測定回数 ・3回 ・()回 3) 接地極埋設標	【受電設備】 5. 受電設備 (1)既設との取り合い ・無し ・改造 (機器取替、追加等を含む) ・増設 ・配線接続 (2)機器類 ・盤類 ・交流遮断器 ・断路器 ・避雷器 ・負荷開閉器 ・変圧器 ・進相コンデンサ ・直列リアクトル ・配線用遮断器 ・電磁接触器 ・その他 () (3)盤類 1) 形式 ・キュービクル式配電盤 (JIS C 4620) ・高圧スイッチギア (JEM 1425) (-CX -CW -PW -MW) ・開放形配電盤 ・その他 () (4)交流遮断器 真空遮断器 (VCB) 1) 操作方式 ・手動 ・電動 ・手動操作 ・電動操作 2) 引外し方 ・外引式 ・内引式 3) 特記事項 ・有 ・無 4) 中通路 (5)断路器 1) 操作方式 ・手動 ・電動 ・手動操作 ・電動操作 2) 指定 ・3極単投 ・单極単投 (避雷器用に限る) 3) 引込柱用 1) 操作方式 ・手動 ・電動 ・手動操作 ・電動操作 2) 配電盤用 ・引込柱用 ・地中引込用 3) 引込柱用 1) 本体及び制御箱の材質 ・ステンレス製 ・鋼製 2) 保護装置 ・過電流蓄勢トリップ付地絡方向继電器とし、 制御電源用変圧器内蔵とする 3) 避雷器 ・内蔵 ・無 4) 地中引込用 1) 形式 ・油注入 ・モールド 2) 設置方式 ・屋外型 ・屋内型 3) ダイヤル温度計 ・有 ・最大値指針 ・無 4) 油注入 ・油注入 ・モールド ・ガス注入 5) 進相コンデンサ 1) 絶縁方式 ・油注入 ・モールド 2) その他 ・内部異常を検知して動作する保護接点を設けること ・放電装置を附属又は内蔵すること 6) 变压器 1) 形式 ・油注入 ・モールド 2) 設置方式 ・屋内型 3) ダイヤル温度計 ・有 ・最大値指針 ・無 4) 地中引込用 1) 絶縁方式 ・油注入 ・モールド 2) その他 ・内部異常を検知して動作する保護接点を設けること 5) 進相コンデンサ 1) 絶縁方式 ・油注入 ・モールド 2) 容量 ・6% 3) その他 ・内部異常を検知して動作する警報接点を設けること 6) キュービクル等 1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A4サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。）とする。 3) 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検しやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。 (7)基礎 1) 基礎 ・内部異常を検知して動作する警報接点を設けること 2) 鋼管 ・内蔵 ・無 3) その他 ・内部異常を検知して動作する警報接点を設けること 4) 鋼管 ・内蔵 ・無 5) その他 ・内部異常を検知して動作する警報接点を設けること 6) 鋼管 ・内蔵 ・無 7) 鋼管 ・内蔵 ・無 8) 鋼管 ・内蔵 ・無 9) その他 ・内部異常を検知して動作する警報接点を設けること 10) キュービクル等 1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A4サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。）とする。 3) 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検しやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。 (11)基礎 1) 基礎 ・内部異常を検知して動作する警報接点を設けること 2) 鋼管 ・内蔵 ・無 3) その他 ・内部異常を検知して動作する警報接点を設けること 4) 鋼管 ・内蔵 ・無 5) その他 ・内部異常を検知して動作する警報接点を設けること 6) 鋼管 ・内蔵 ・無 7) 鋼管 ・内蔵 ・無 8) 鋼管 ・内蔵 ・無 9) その他 ・内部異常を検知して動作する警報接点を設けること 10) キュービクル等 1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A4サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。）とする。 3) 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検しやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。 (12)配線ビット及び蓋 1) 配線ビット ・有 ・無 2) 蓋 ・有 ・無 3) その他 ・有 ・無 4) 設置場所 ・屋内 ・屋外 (・地上 ・屋上) 【電力貯蔵設備】 6. 直流電源設備 (1)用途 ・非常用照明器具電源 ・受電変設備制御電源 ・その他 () (2)容量 (-) kVA (3)整流装置 1) 出力電圧 ・直流 (-12V -24V -48V - ()V) (4)蓄電池 1) 種類 ・鉛蓄電池 (-H.S. -M.S.E. -長寿命形M.S.E.) ・アルカリ蓄電池 (-A.H. -A.M.H.) ・その他 () (5)蓄電池 1) 最低蓄電池温度 ・5°C -15°C -25°C -5°C - ()°C 7. 交流無停電電源設備 (1)用途 (-) kVA (2)容量 (-) kVA (3)給電方式 ・常時インバータ給電方式 ・ラインインタラクティブ方式 ・常時商用給電方式 ・その他 () (4)整流装置等 1) 種類 ・鉛蓄電池 (-H.S. -M.S.E. -長寿命形M.S.E.) ・アルカリ蓄電池 (-A.H. -A.M.H.) ・その他 () (5)蓄電池 1) 最低蓄電池温度 ・5°C -15°C -25°C -5°C - ()°C 停電補償時間 () (6)性能 ・仕様詳細は別図による。 (7)性能 ・仕様詳細は別図による。 (8)電力平準化用蓄電設備 1) 电力平准化用蓄電設備 ・有 ・無 2) 仕様 ・仕様詳細は別図による。 (9)分散电源エネルギー・マネジメントシステム 1) 分散电源エネルギー・マネジメントシステム ・有 ・無 2) 仕様 ・仕様詳細は別図による。	【発電設備】 10. 燃料式発電設備 (1)用途 ・一般用 ・常用 ・非常用 2) 区分 ・屋内 ・屋外 (・普通地域 ・塩害地域) (3)機器 ・発電装置 ・燃料槽 ・その他 () (4)発電装置 1) 種類 ・ディーゼル発電装置 ・ガスタービン発電装置 2) 形式 ・簡単 ・オーブン式 ・キュービクル式 (-85dB(A)/1m -75dB(A)/1m) 3) 始動時間 (停電検出後) ・10秒以内 ・()秒以内 4) 連続運転時間 ・2時間以上 ・10時間以上 ・24時間以上 5) 発電機 ①電気方式 ・三相3線式 (-6.6kV -200V - ()V) ・単相3線式 (200V/100V) ・単相2線式 (-200V -100V - ()V) ②定格周波数 60Hz ③定格出力 (-) kVA 6) 原動機 ①定格出力 ・() kW 以上 ・() ps 以上 ②冷却方式 ・ラジエータ方式 ・その他 () 7) 燃料 1) 種類 ・軽油 ・灯油 ・A重油 ・その他 () 8) 燃料槽 1) 形式及び容量 ・パッケージ搭載タンク (-) リットル ・燃料小出槽 (-) リットル ・満タン ・指定なし ・その他 () 9) 燃料小出槽 1) 形式 ・屋外型 (・ステンレス製 ・鋼製) 10) 主燃料槽 ①設置場所 ・屋内 ・屋外 (地上) ・地下埋設 (・タンク室内埋設 ・直埋設) ②形式 ・二重殻タンク ・一重殻タンク ・その他 () 11) 設置工事 ④タンク室工事 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他 () 12) 給油ボックス 1) 構造 ・有 ・無 2) 油量指示計 1) 電動ポンプ ・歯車ポンプ 2) 手動ポンプ (ウイングポンプ) ・有 ・無 3) 電動ポンプ水没防止カバー ・有 ・無 4) 本工事 (-21N/mm² -1.8N/mm² -別途工事 ・既設利用 ・その他 ()) 13) 構内交換設備 (1)機器 ・交換装置 ・電話機 ・端子盤類 ・アウトレット ・その他 () (2)交換装置 1) 種別 ・構内交換装置 (・デジタルPBX ・IP-PBX ・VoIPサーバ) ・ボタン電話装置 ・その他 () 2) 局線応答方式 ・局線中継台 ・分散中継台 ・ダイヤルイン ・ダイレクトインダイヤル ・ダイレクトインライン ・その他 () 3) 保安用接地 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他 () 4) 本配電盤(MDF) ・自立ペルム (・片面形 ・両面形) ・交換機一体型 ・壁掛型 ・その他 () 5) 電源装置 ①形式 ・別置型 ・一体形 ・その他 () ②停電補償時間 ・30分以上 ・()以上 (3)電話機 ・一般電話機<br

16. 拡声設備
(1)機器
(2)増幅器
(3)付属機器
(4)操作装置
(5)スピーカ
17. 誘導支援設備
(1)設備
(2)音声誘導装置
18. テレビ共同受信設備
(1)受信送信
(2)機器
(3)アンテナ
19. 監視から設備
20. 駐車場管制設備
21. 防犯・入退室管理設備
22. 自動火災報知設備
(1)機器
(2)受信機
(3)副受信機(表示装置)
(4)中継器
(5)発信機
(6)感知器
(7)光警報装置

23. 自動閉鎖設備
(1)機器
(2)連動制御器
(3)感知器
(4)自動閉鎖装置
(5)自動開錠装置
24. 非常警報設備
(1)設備
(2)非常放送装置
(3)非常ベル
(4)スピーカ
(5)非常用リモコンマイク
(6)ガス漏れ火災警報設備
(7)中央監視制御設備
(8)【医療関係設備】
(9)【構内配電線路】
26. 構内配電線路

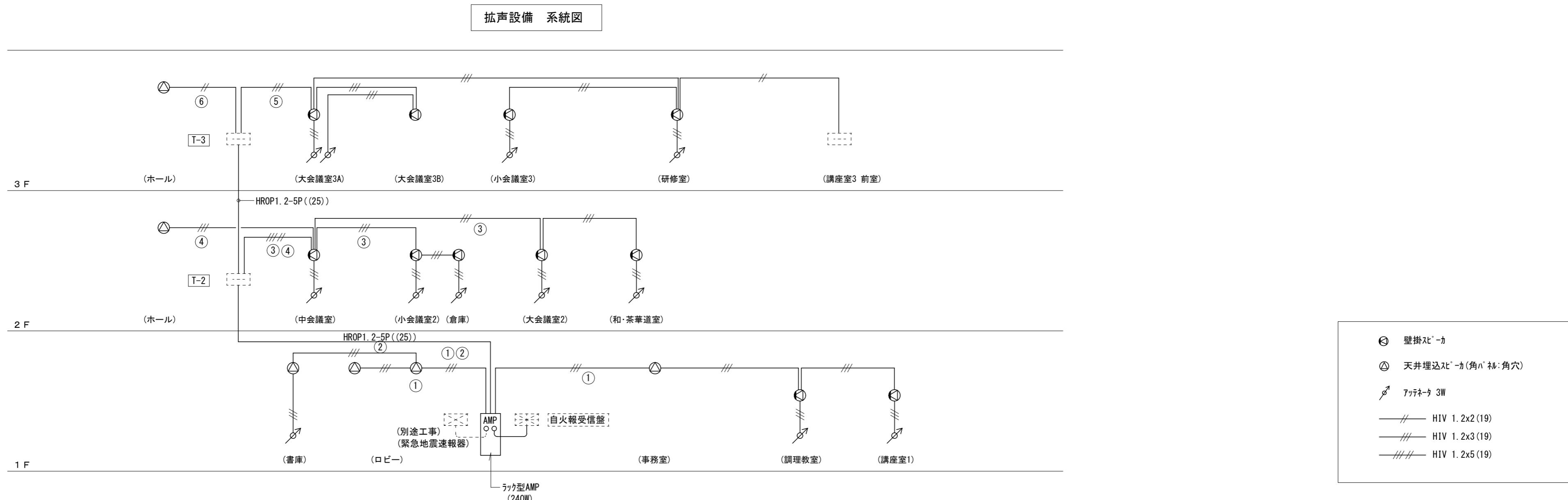
【構内通信線路】
27. 構内通信線路
(1)用途
(2)配線方式
(3)建柱
(4)ハンドホールマンホール
(5)鉄蓋
(6)地中ケーブル保護材料
【その他】
28. 消火器
VI. 使用資機材の適用規格

5. 施工方法及び検査に関する事項
* 本工事は令和6年9月17日～令和6年10月31日を原則作業予定日とする。 なお、予定日以外の作業については、施設管理者及び監督員と協議のうえ調整する。

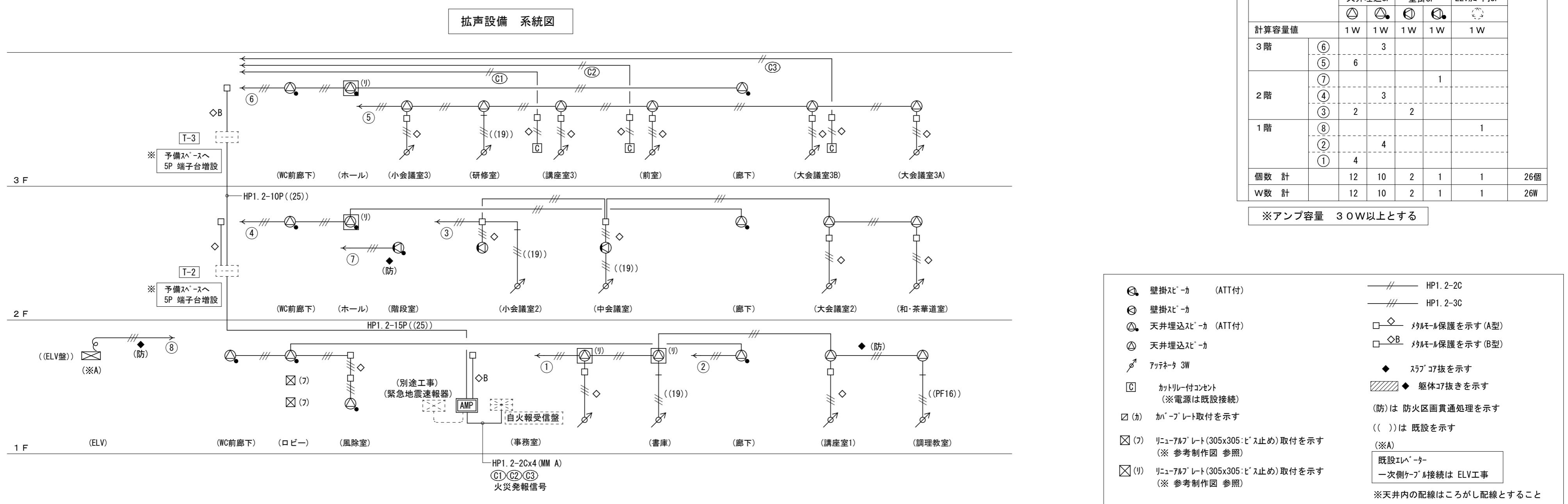


付近見取図

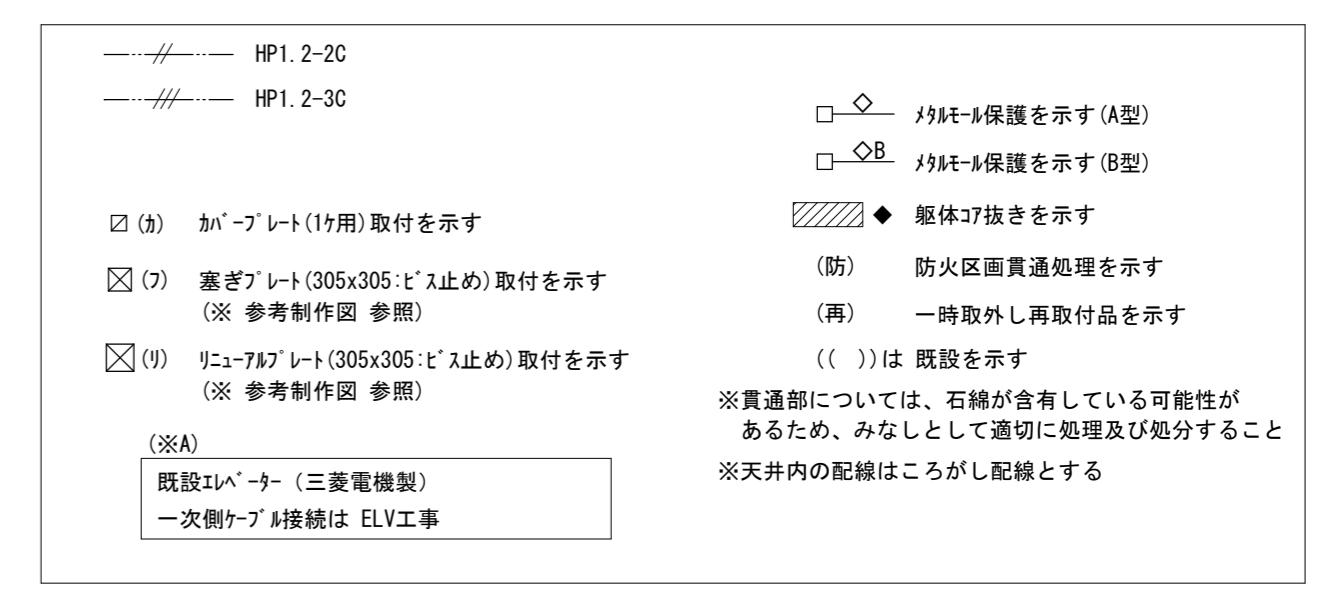
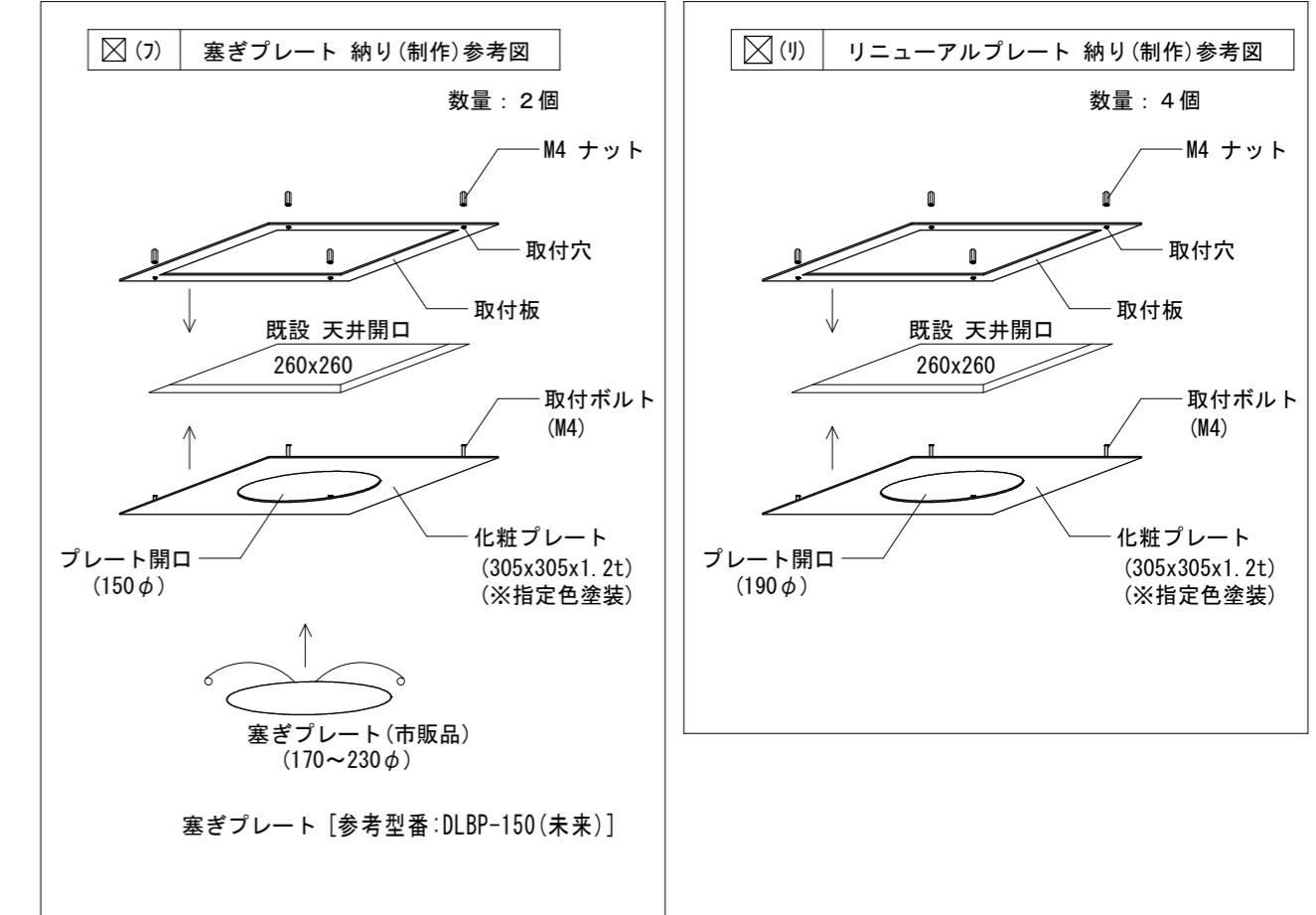
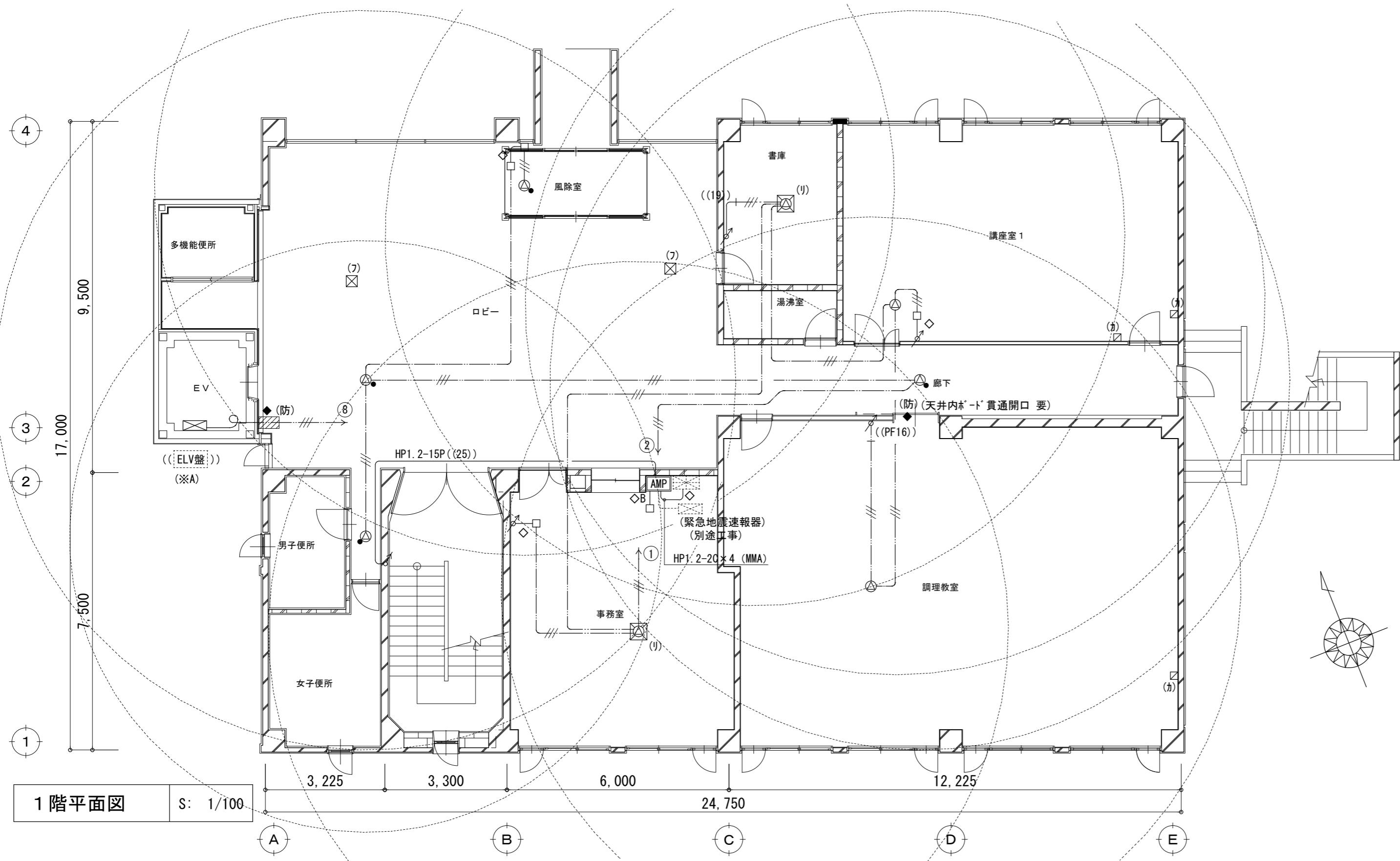
改修前

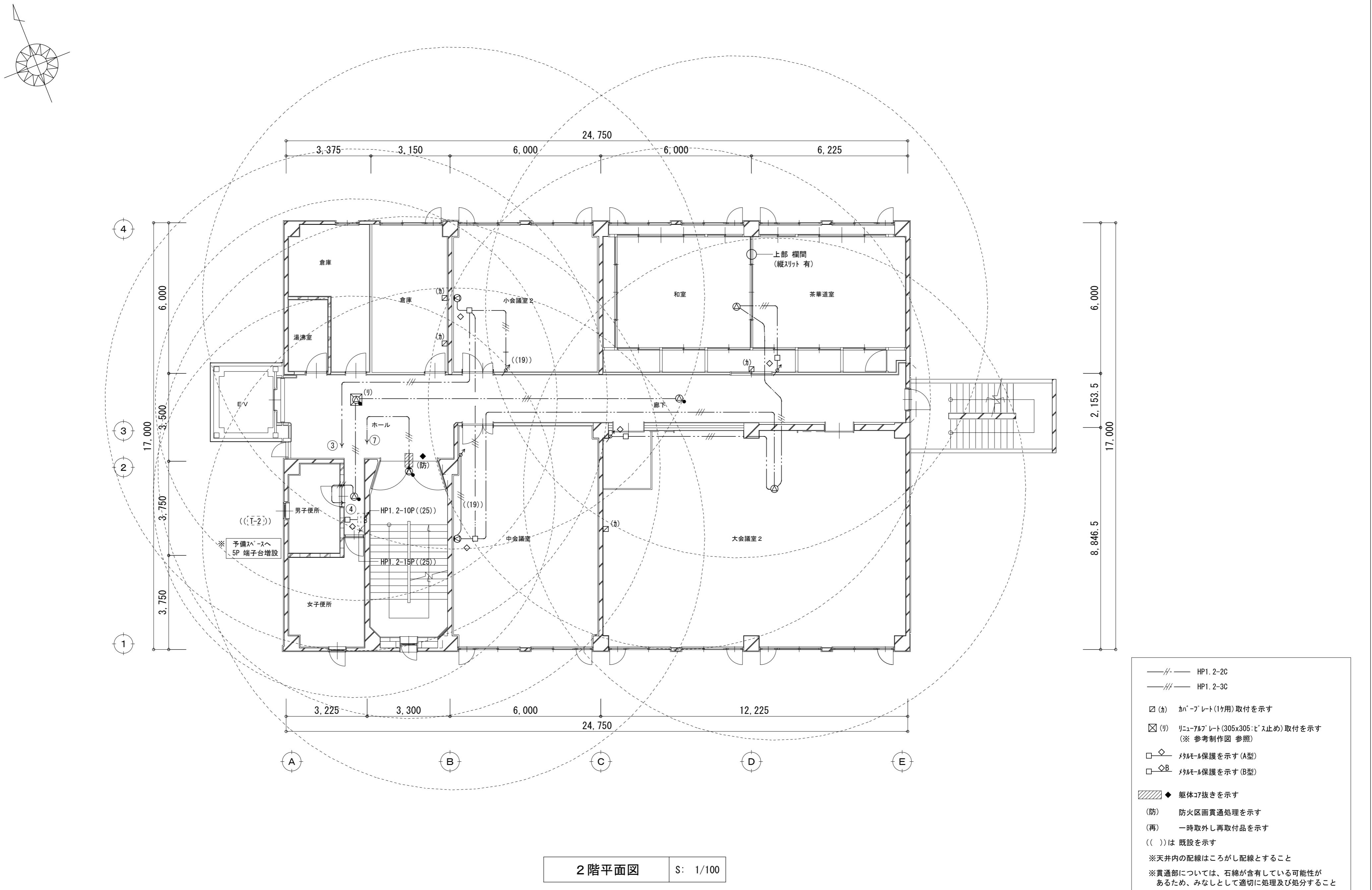


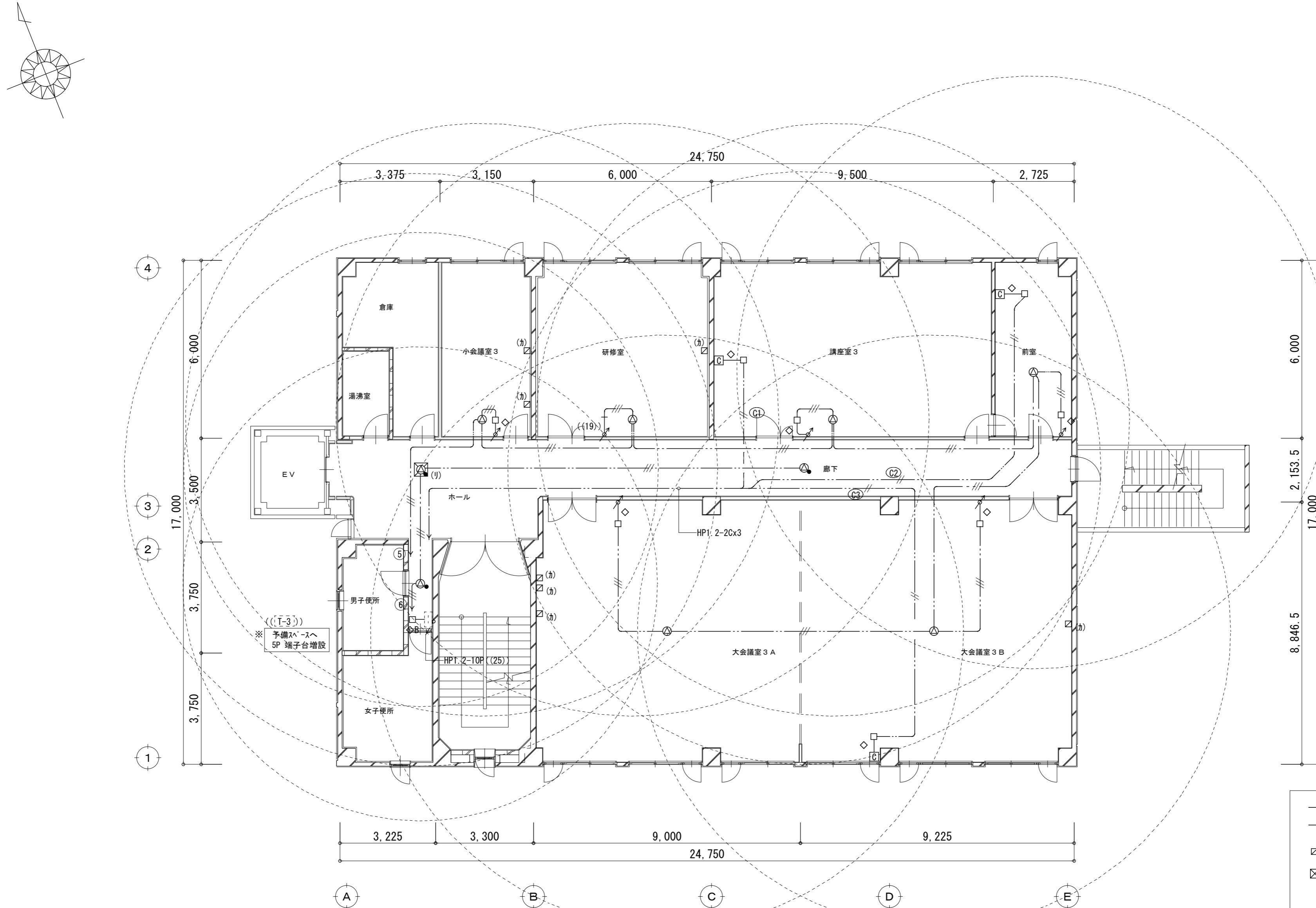
改修後



AMP	非常放送アンプ 壁掛型	天井埋込型スピーカ ATTなし	天井埋込型スピーカ ATT付	壁掛スピーカ ATTなし	アッテネータ	C	カットリレー付コンセント
	定格入力 3W (3.3kΩ), 1W (10kΩ) 出力音圧レベル 9.5dB (1W, 1m) 周波数特性 85Hz~15kHz スピーカー 16cmコーン型 仕上 本体: ABS樹脂、枠: アルミ、ネット: アルミバンディング	定格入力 3W (3.3kΩ), 1W (10kΩ) 出力音圧レベル 9.5dB (1W, 1m) 周波数特性 85Hz~15kHz スピーカー 16cmコーン型 仕上 本体: ABS樹脂、枠: アルミ、ネット: アルミバンディング	定格入力 3W (3.3kΩ) 出力音圧レベル 9.2dB (1W, 1m) 周波数特性 120Hz~12kHz スピーカー 16cmコーン型 仕上 木箱・塗装シート貼り、ネット: ジャージ 音量調節器 4段階	入力容量 0.5W~6W 音量切換 5段階切換 仕上 ブレード: 新金属 仕上 木箱・塗装シート貼り、ネット: ジャージ 音量調節器 4段階	電源 AC100V 50/60Hz 電流容量 最大10A 制御方式 EMG24Vブレイク、24Vメイク 仕上 無電圧メイク 制御電流 DC24V 0.5mA (EMG24Vブレイク) 3mA (24Vメイク) 0.5mA (無電圧メイク) 適合ボックス JIS3個用ボックス		
常用電源	AC100V 50/60Hz	DC24V 密閉型ニカド電池実装	定格出力 30W以上	音量調節器 4段階	公共型番: SW2Hi-3V0 公共型番: SW2Hi-3V3	公共型番: V-1S	[参考型番: WU-40RB(Pana)]
非常電源	DC24V 密閉型ニカド電池実装	定格出力 30W以上	音量調節器 4段階	公共型番: SW2Hi-3V0 公共型番: SW2Hi-3V3	公共型番: V-1S	[参考型番: WU-40RB(Pana)]	
※各階とELV・階段(窓穴部)は放送メッセージを変える事。							
[参考型番: WK-EK310+WU-PK306+WU-EB220(Pana)]							



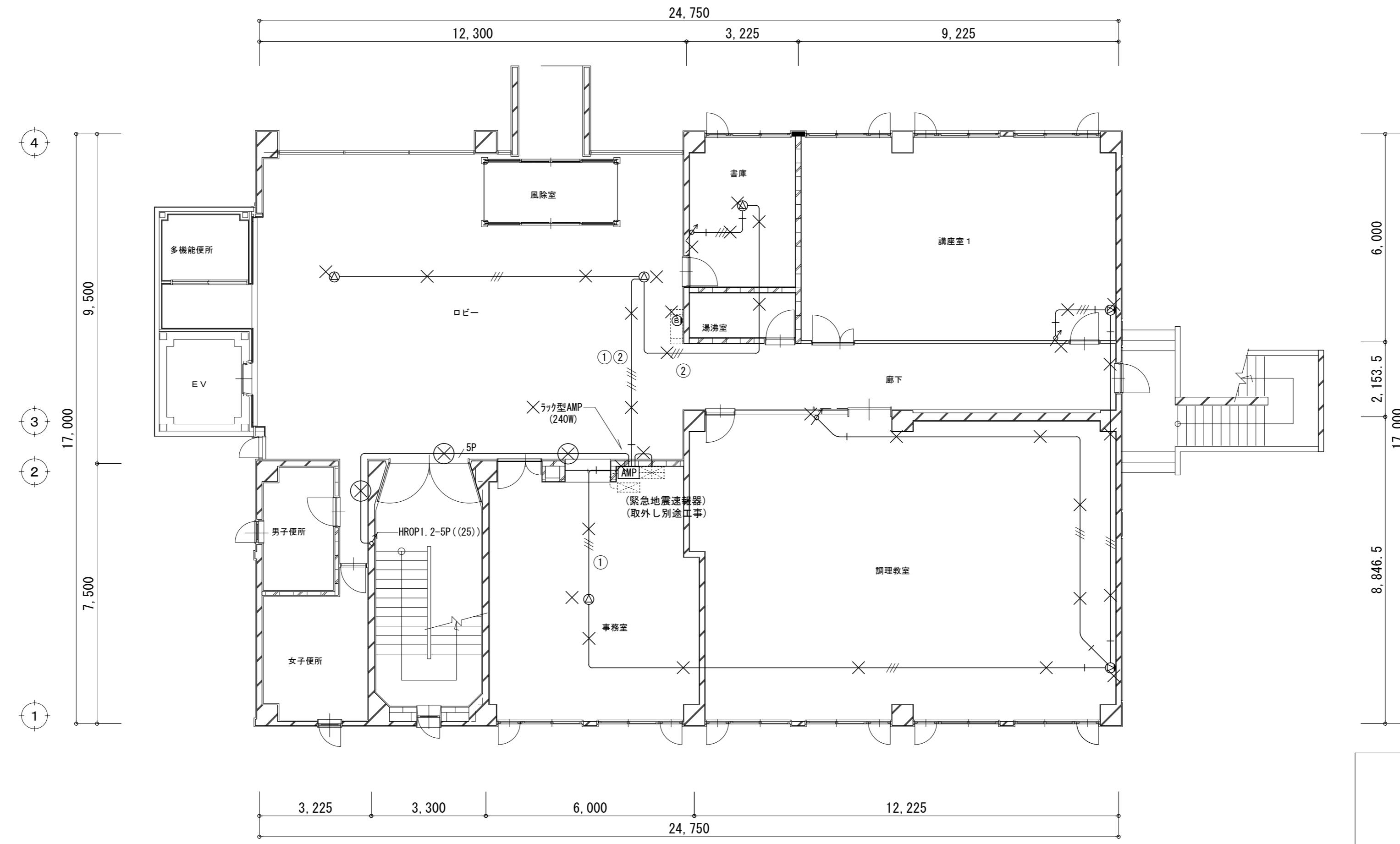
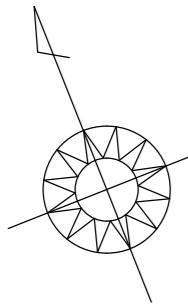




3階平面図

S: 1/100

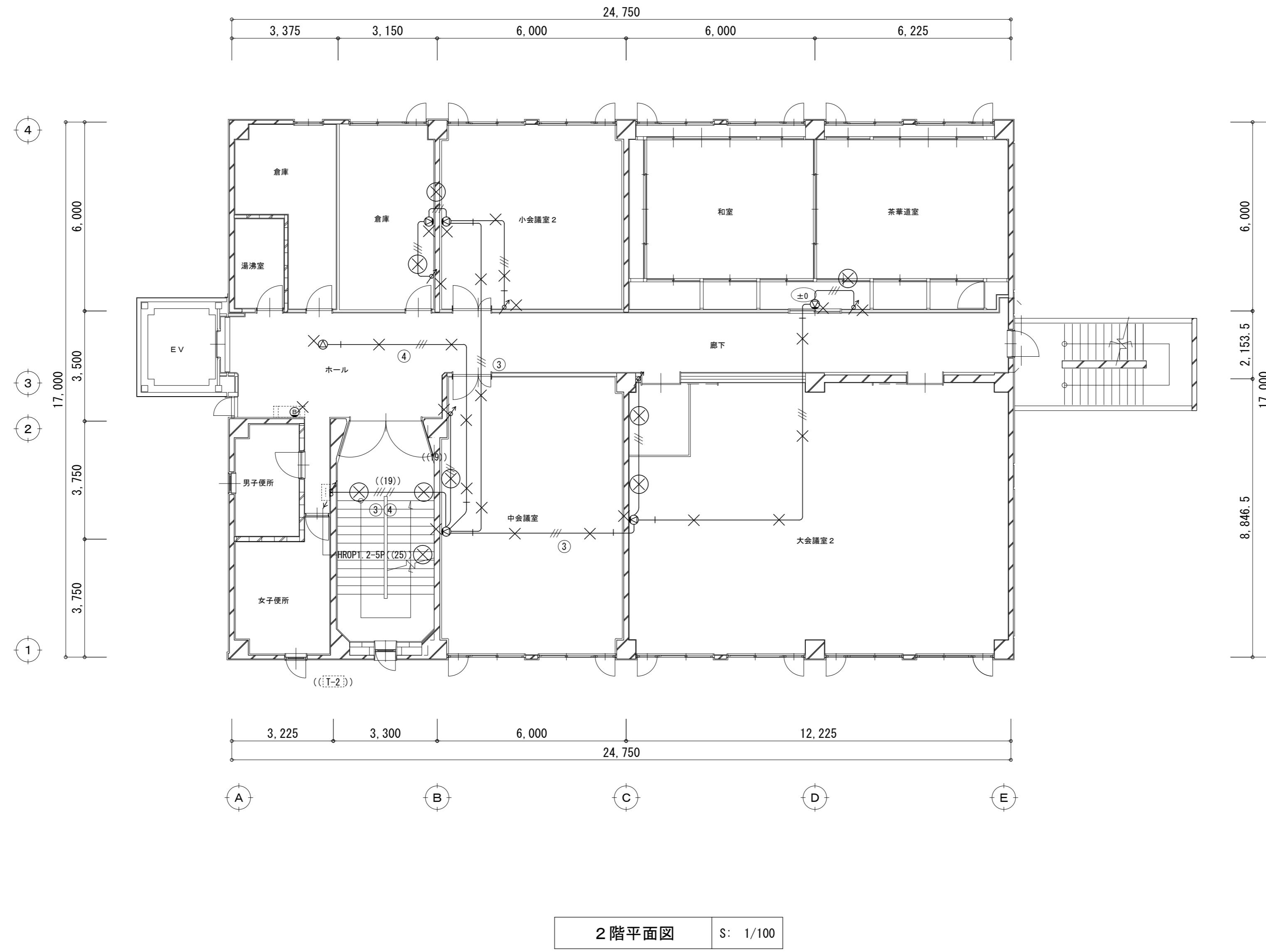
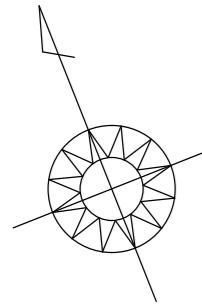
- //— HP1.2-2C
- //— HP1.2-3C
- (カ) カバーフレート(1ヶ用)取付を示す
- (リ) リューアルフレート(305x305:ビス止め)取付を示す
(※参考製作図参照)
- ◇ メタルモール保護を示す(A型)
- ◇ B メタルモール保護を示す(B型)
- ◆ 車体コア抜きを示す
- (防) 防火区画貫通処理を示す
- (再) 一時取り外し再取付品を示す
- (())は既設を示す
- ※天井内の配線はころがし配線とすること

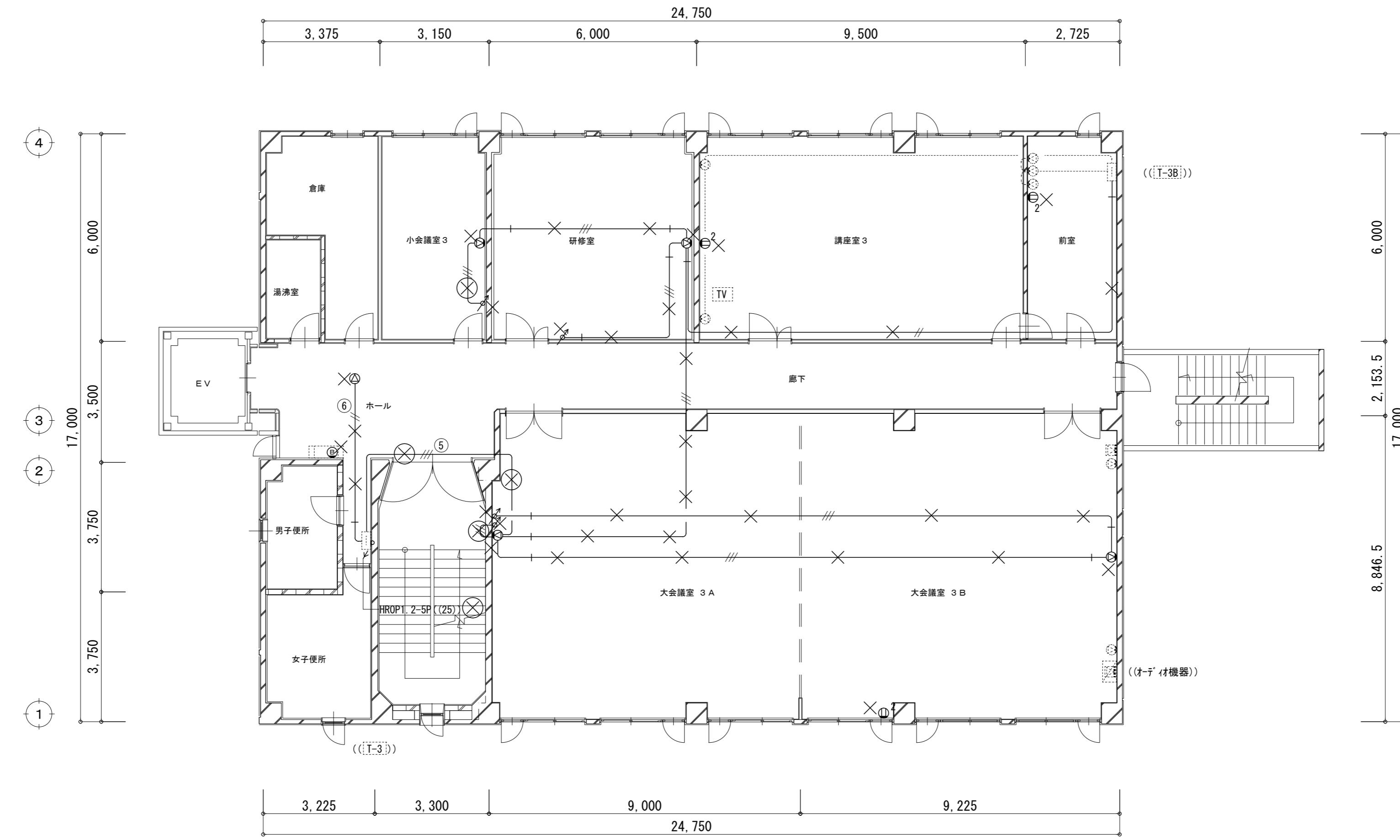
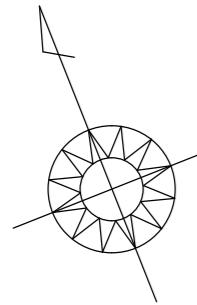


1階平面図

S: 1/100

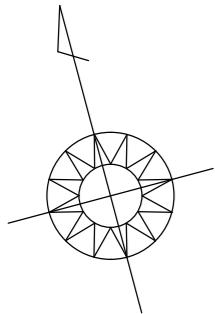
- (○) 壁掛スピーカー
- (◎) 天井埋込スピーカー(角ハーネス:角穴)
- (+) アッセンブリ 3W
- (●) 電鈴(消火栓ボックス内)
- //— HIV 1.2x2 (19)
- ///— HIV 1.2x3 (19)
- ///— HIV 1.2x5 (19)
- 5P— HROP 1.2-5P (25)
- (())は軸体打込に付 残置
- (×)は撤去
- (◎)は配線のみ撤去を示す
- (+)は配管切断を示す
- (再)は一時取外し再取付を示す



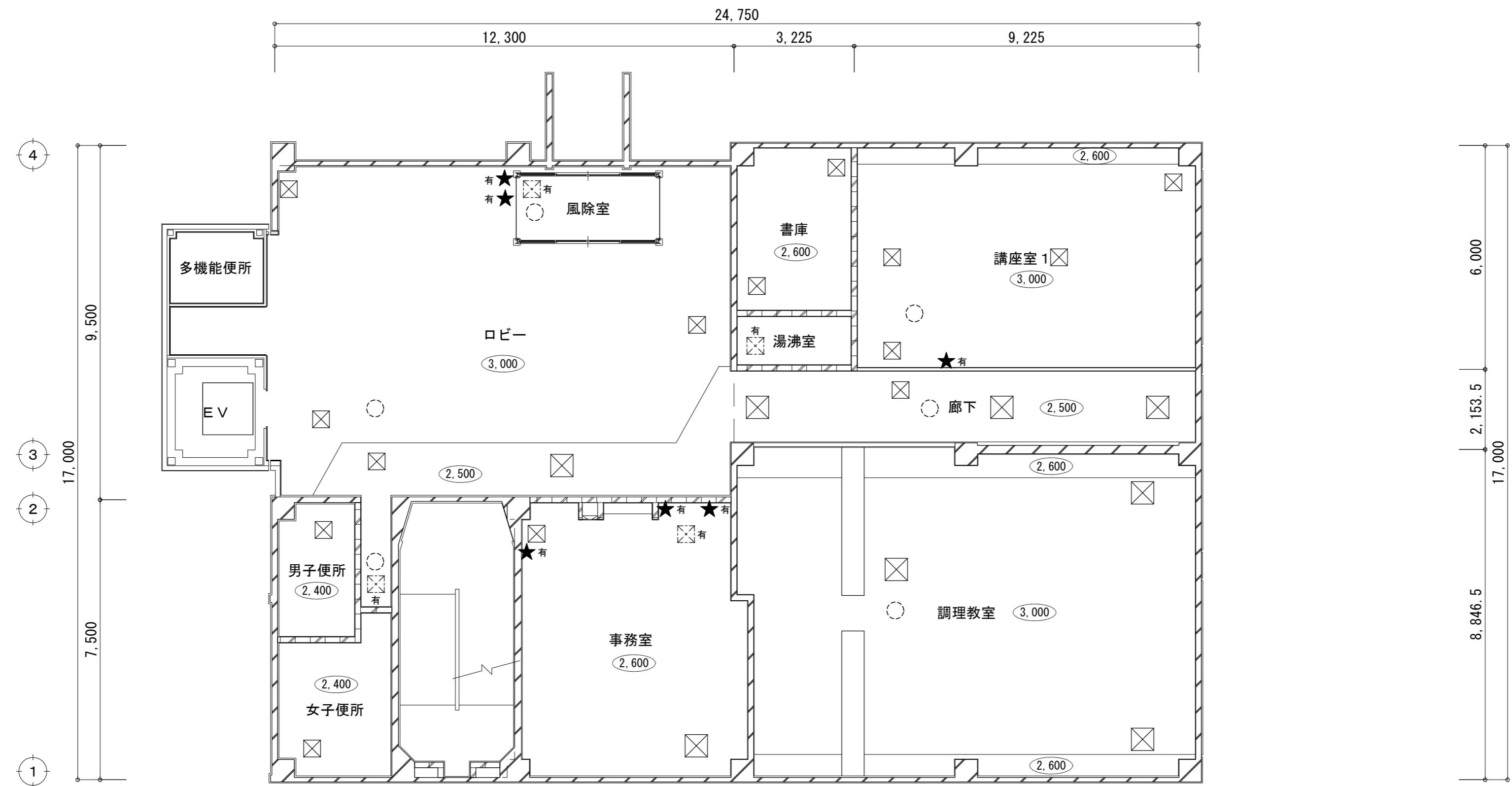


3階平面図

S: 1/100

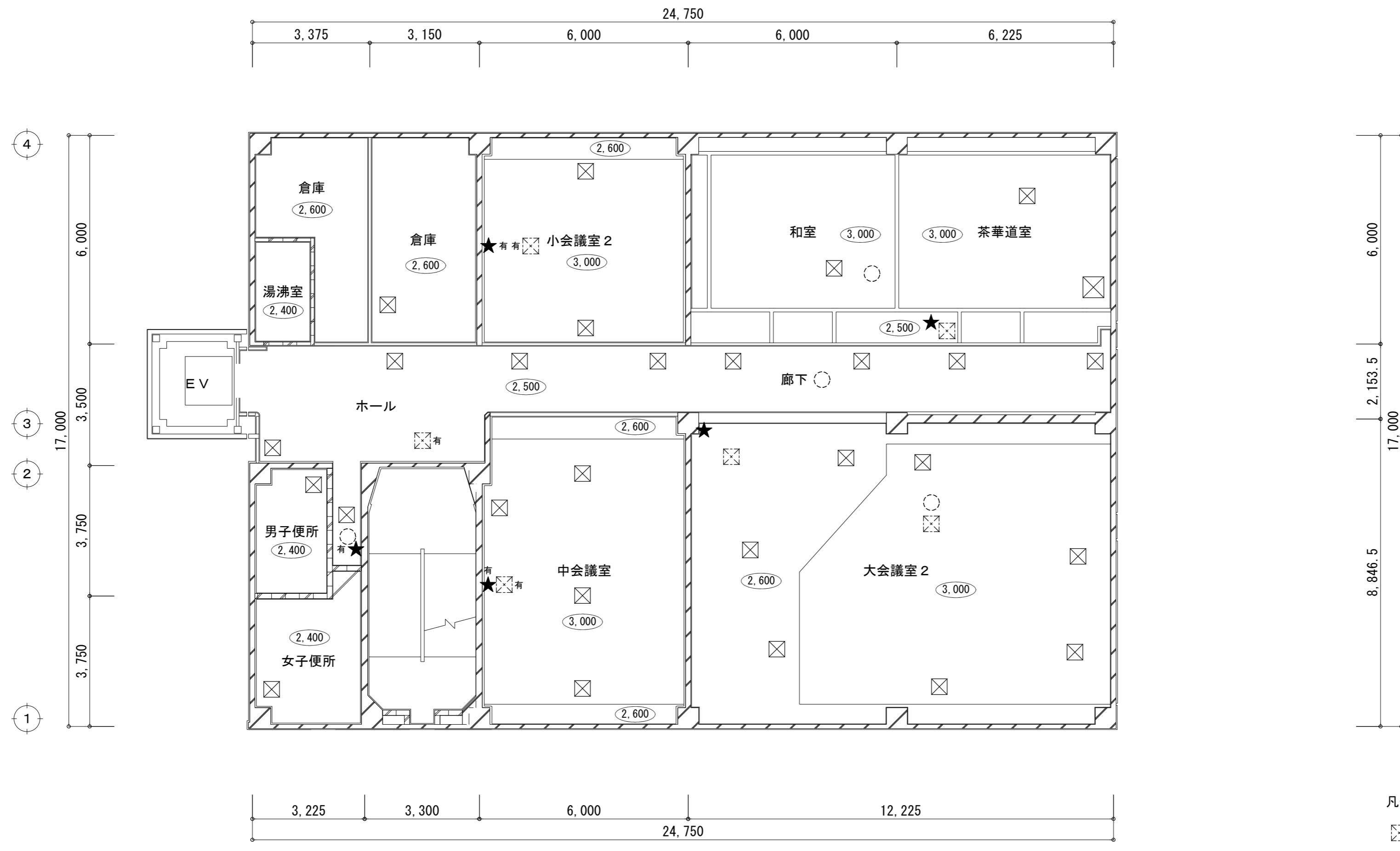
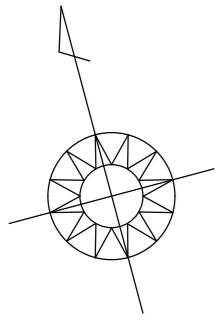


天井仕上表				※ 表内 □ 部はアスベスト含有資材を示す。				
階	室名	天井	階	室名	天井	階	室名	天井
1	風除室	ビニルクロス貼り 石膏ボード t=9.5下地	2	中会議室	ビニルクロス貼り 石膏ボード t=9.5下地	3	大會議室3 A 大會議室3 B	岩綿吸音板 t=9 石膏ボード t=9.5下地
	ロビー	ビニルクロス貼り 石膏ボード t=9.5下地		大会議室2	岩綿吸音板 t=12 石膏ボード t=9.5下地		小會議室3	石膏積層板 t=9
	事務室	岩綿吸音板 t=9 石膏ボード t=9.5下地			岩綿吸音板 t=9 石膏ボード t=9.5下地		研修室	石膏積層板 t=9
	調理教室	化粧石膏ボード t=9.5			織物クロス貼り 石膏ボード t=9.5下地		講座室3	石膏積層板 t=9
	書庫	岩綿吸音板 t=9 石膏ボード t=9.5下地		倉庫	石膏積層板 t=9		前室	石膏積層板 t=9
	湯沸室	岩綿吸音板 t=9 石膏ボード t=9.5下地		小會議室2	ビニルクロス貼り 石膏ボード t=9.5下地		ホール・廊下	石膏ボード t=12.5 OP塗装
	講座室1	岩綿吸音板 t=9 石膏ボード t=9.5下地		和室・茶華道室	不燃天井板(杉板目) t=9			
共通								



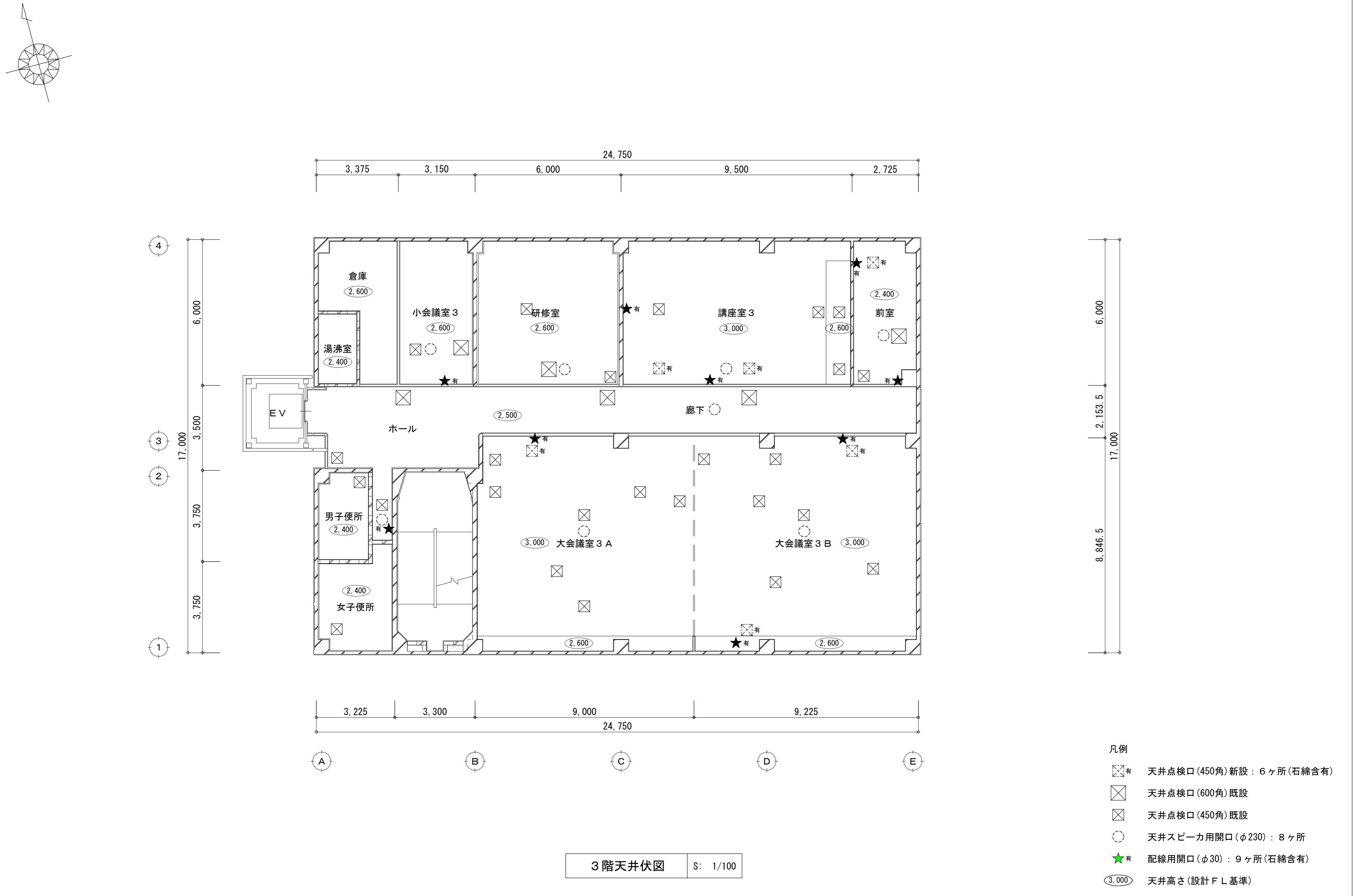
1階天井伏図 S: 1/100

- 凡例
- 有 天井点検口(450角)新設: 4ヶ所(石綿含有)
 - 既設 天井点検口(600角)既設
 - 既設 天井点検口(450角)既設
 - 既設 天井スピーカ用開口(Φ30): 6ヶ所
 - ★ 有 配線用開口(Φ30): 5ヶ所(石綿含有)
 - (3,000) 天井高さ(設計FL基準)



2階天井伏図 S: 1/100

凡例	
有	天井点検口 (450角) 新設 : 3ヶ所 (石綿含有)
有	天井点検口 (450角) 新設 : 3ヶ所
既設	天井点検口 (600角) 既設
既設	天井点検口 (450角) 既設
開口	天井スピーカ用開口 (φ230) : 4ヶ所
★ 有	配線用開口 (φ30) : 3ヶ所 (石綿含有)
★	配線用開口 (φ30) : 2ヶ所
(3,000)	天井高さ (設計FL基準)



アルテック設計

三重県津市大谷町233番地
TEL:059-225-1602 FAX:059-225-31

一級建築士 第177266号
伊藤 公智

原図：A

3階天井伏図 S: 1/10

津市久居公民館拡声設備改修工事

3階天井伏図

E - 14